

諸 規 則

I 川村学園女子大学学則

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

- 第 1 条 本学は、川村学園女子大学と称し、教育基本法、学校教育法及び川村学園創立の精神に則り、深く専門の学術を研究し、知的、道徳的応用能力を展開させ、もって文化国家の発展と福祉に貢献する女性を養成することを目的とする。
- 2 前各項の目的のため、学長を教学上の責任者とし、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定を目的として学長の下に教学マネジメント会議を置く。
- 3 教学マネジメント会議については、別に定める。
- 4 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

第 2 節 組 織

- 第 2 条 本学に、文学部、教育学部及び生活創造学部並びに大学院を置く。
- 2 前項の学部置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。
- | | | | | | |
|--------|---------|------|-----|------|------|
| 文 学 部 | 国際英語学科 | 入学定員 | 50名 | 収容定員 | 200名 |
| | 史 学 科 | 入学定員 | 40名 | 収容定員 | 160名 |
| | 心 理 学 科 | 入学定員 | 40名 | 収容定員 | 160名 |
| | 日本文化学科 | 入学定員 | 30名 | 収容定員 | 120名 |
| 教育学部 | 幼児教育学科 | 入学定員 | 80名 | 収容定員 | 320名 |
| | 児童教育学科 | 入学定員 | 40名 | 収容定員 | 160名 |
| 生活創造学部 | 生活文化学科 | 入学定員 | 80名 | 収容定員 | 320名 |
| | 観光文化学科 | 入学定員 | 40名 | 収容定員 | 160名 |
- 3 幼児教育学科に保育士養成のための課程を置く。
- (1) 位置は千葉県我孫子市下ヶ戸1133番地
- (2) 1学級の学生数は50名以下とする
- (3) 資格取得に必要な教科目の履修方法は別に定める
- 4 生活文化学科に栄養士養成のための課程を置く。
- (1) 位置は千葉県我孫子市下ヶ戸1133番地
- (2) 1学級の学生数は40名以下とする
- (3) 資格取得に必要な教科目の履修方法は別に定める
- 5 大学院の学則及び組織等に関する規程は別に定める。

第 2 条の 2 学科ごとの人材養成の目的は、別表X Vのとおりとする。

- 第 3 条 本学に、附属図書館を置く。
- 2 図書館に関する規程は別に定める。

第 4 条 本学に、学生支援オフィス及び事務部を置く。

第 3 節 職 員 組 織

第 5 条 本学に、学長、副学長、学部長、附属図書館長、学科長、教授、准教授、講師、助教、学生支援部長、事務部長、室長、課長、その他必要な職員を置く。

第 4 節 教 授 会

- 第 6 条 本学に、重要事項を審議するため、教授会を置く。
- 2 教授会は、学長、副学長、学部長、附属図書館長、学科長及び専任の教授をもって組織する。ただし、学長は教授会の運営として、必要と認めた場合は他の教職員を教授会に出席させることができる。
- 第 7 条 学長は、教授会を招集し、副学長がその議長となる。
- 2 副学長に事故があるとき、又は欠けたときは、学長が指名した者がその職務を代理し又は代行する。
- 第 8 条 教授会は、次の事項を審議し学長に意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位授与に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項にお

いて「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 5 節 学年、学期及び休業日

- 第 9 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第 10 条 学年を次の 2 学期に分ける。
前学期 4月 1日から9月15日まで
後学期 9月16日から翌年3月31日まで
- 2 授業時間数確保のため必要がある場合には、学長は前項における授業開始日を変更することができる。
- 第 11 条 休業日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (3) 学園創立記念日 4月12日
 - (4) 夏期休業 7月28日から 9月15日まで
 - (5) 冬期休業 12月21日から 1月10日まで
 - (6) 春季休業 3月23日から 3月31日まで
- 2 必要がある場合は、前項の休業日に実習等の授業を行うことができる。
- 3 必要がある場合は、学長は、第 1 項の休業日を臨時に変更することができる。
- 4 第 1 項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 2 章 学部通則

第 1 節 修業年限及び在学年限

- 第 12 条 学部の修業年限は、4年とする。
- 第 13 条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第 19 条第 1 項の規定により入学した学生は、同条第 2 項に定められた、在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第 2 節 入 学

- 第 14 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。
- 第 15 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学資格検定に合格した者を含む。）
 - (8) その他大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの
- 第 16 条 本学へ入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。
- 2 納付した入学検定料は返付しない。
- 第 17 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。
- 第 18 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約保証書その他必要な入学書類に所定の学費を添えて手続しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 第 19 条 次の各号の一に該当する者で、本学へ入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。
- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) その他大学において前各号と同等以上の学力があると認められた者

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目について修得した単位の取扱い及び在学すべき年数については、学長が決定する。

第20条 保証人は2名とし、その1名は親権者又は親族若しくはこれにかわる者、その他1名は都内又は近県において相当の家計をたてている身元確実な成年者で、本学において適当と認められた者とする。

- 2 保証人は、学生に係わる一切の事項について責任を負わなければならない。
- 3 保証人が死亡又は第1項に定める資格を失ったときは、これにかわる者を保証人とし、すみやかに変更届を提出しなければならない。
- 4 保証人に改姓、改名、転籍、転居及び改印があったときは、すみやかに届出なければならない。

第3節 教育課程及び履修方法等

第21条 授業科目を分けて、共通教育科目、外国語科目、健康スポーツ科目、留学生・帰国子女特設科目、専門教育科目とする。

第22条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

第23条 授業科目及びその単位数は別表Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ及びⅤのとおりとする。

- 2 授業科目の履修方法については、別に定める。

第24条 授業科目の単位計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて45時間とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、週2時間15週をもって2単位とし、週2時間30週をもって4単位とする。なお外国語科目は週2時間30週の授業をもって2単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、週2時間15週または週3時間15週の授業をもって1単位とする。

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第26条 授業科目を履修し、授業時数の3分の2以上出席した者に受験資格を与え、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

- 2 学費を納入しない者は、試験を受けることができない。

第27条 授業科目の試験の成績は、AA(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点～0点)の5段階をもって表示し、AA、A、B、Cを合格とする。なお、成績評価ができない場合はN、単位認定した場合はRをもって表示する。

- 2 前項の成績評価による成績結果を総合的に判断する指標として、GPA(Grade Point Average)を用いる。
- 3 GPAについては、別に定める。

第28条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が行う文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得した単位は、合わせて30単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

第29条 大学又は短期大学等を卒業又は中途退学し、新たに本学の第一学年に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得した単位は、合わせて30単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。ただし修業年限の短縮は行うことができない。

第30条 卒業に必要な単位は、次の各号に定める単位を含め、124単位以上とする。

(1) 文学部国際英語学科

必修科目	35単位	
専門教育科目	35単位	
選択必修科目	62単位	
専門教育科目	36単位	
共通教育科目	20単位	
外国語科目	4単位	
健康スポーツ科目	2単位	
選択科目	27単位	} 27単位
専門教育科目,		
共通教育科目,		
「英語」以外の外国語科目,		
健康スポーツ科目,		
他学科開設科目,		
資格に関する専門教育科目		

(2) 文学部史学科

必修科目	52単位	
専門教育科目	48単位	
外国語科目	4単位	
選択必修科目	44単位	
専門教育科目	18単位	
共通教育科目	20単位	
外国語科目	4単位	
健康スポーツ科目	2単位	
選択科目	28単位	} 28単位
専門教育科目,		
共通教育科目,		
外国語科目,		
健康スポーツ科目,		
他学科開設科目,		
資格に関する専門教育科目		

(3) 文学部心理学科

必修科目	28単位	
専門教育科目	24単位	
外国語科目	4単位	
選択必修科目	62単位	
専門教育科目	40単位	
共通教育科目	20単位	
健康スポーツ科目	2単位	
選択科目	34単位	} 34単位
専門教育科目,		
共通教育科目,		
外国語科目,		
健康スポーツ科目,		
他学科開設科目,		
資格に関する専門教育科目		

(4) 文学部日本文化学科		
必修科目	-----	26単位
専門教育科目		22単位
外国語科目		4単位
選択必修科目	-----	68単位
専門教育科目		46単位
共通教育科目		20単位
健康スポーツ科目		2単位
選択科目	-----	30単位
専門教育科目,	} 30単位	
共通教育科目,		
外国語科目,		
健康スポーツ科目,		
他学科開設科目,		
資格に関する専門教育科目		

(5) 教育学部幼児教育学科		
必修科目	-----	22単位
専門教育科目		18単位
外国語科目		4単位
選択必修科目	-----	88単位
専門教育科目		66単位
共通教育科目		20単位
健康スポーツ科目		2単位
選択科目	-----	14単位
専門教育科目,	} 14単位	
共通教育科目,		
外国語科目,		
健康スポーツ科目,		
他学科開設科目,		
資格に関する専門教育科目		

(6) 教育学部児童教育学科		
必修科目	-----	28単位
専門教育科目		24単位
外国語科目		4単位
選択必修科目	-----	80単位
専門教育科目		58単位
共通教育科目		20単位
健康スポーツ科目		2単位
選択科目	-----	16単位
専門教育科目,	} 16単位	
共通教育科目,		
外国語科目,		
健康スポーツ科目,		
他学科開設科目,		
資格に関する専門教育科目		

(7) 生活創造学部生活文化学科	
必修科目-----	24単位
専門教育科目	20単位
外国語科目	4単位
選択必修科目-----	70単位
専門教育科目	48単位
共通教育科目	20単位
健康スポーツ科目	2単位
選択科目-----	30単位
専門教育科目, 共通教育科目, 外国語科目, 健康スポーツ科目, 他学科開設科目, 資格に関する専門教育科目	} 30単位

(8) 生活創造学部観光文化学科	
必修科目-----	34単位
専門教育科目	34単位
選択必修科目-----	62単位
専門教育科目	40単位
共通教育科目	20単位
健康スポーツ科目	2単位
選択科目-----	28単位
専門教育科目, 共通教育科目, 外国語科目, 健康スポーツ科目, 他学科開設科目, 資格に関する専門教育科目	} 28単位

2 留学生・帰国子女特設科目の履修は次のとおりとする。

- (1) 日本の文化(1)及び日本の文化(2)は、共通教育科目の「人間と文化」分野の単位とすることができる。
- (2) 日本の社会(1)及び日本の社会(2)は、共通教育科目の「人間と社会」分野の単位とすることができる。
- (3) 日本語Ⅰ、日本語Ⅱ、日本語Ⅲ及び日本語Ⅳは、外国語科目の単位とすることができる。
- (4) 前各号の規定は、本学における留学生・帰国子女特別入学者選抜試験による入学者に限る。

第30条の2 教育職員免許状の資格取得を希望する者は、教育職員免許法及び同法施行規則に則り別表Ⅵのとおり修得するものとする。

2 本学において取得できる教育職員免許状は、次表のとおりとする。

学部名	学科名	免許教科	免許状の種類
文学部	国際英語学科	英語	中学校教諭1種免許状
			高等学校教諭1種免許状
	史学科	社会	中学校教諭1種免許状
			地理歴史
	心理学科	公民	高等学校教諭1種免許状
	日本文化学科	国語	中学校教諭1種免許状
高等学校教諭1種免許状			
教育学部	幼児教育学科	——	幼稚園教諭1種免許状
	児童教育学科	——	小学校教諭1種免許状
生活創造学部	生活文化学科	社会	中学校教諭1種免許状
		公民	高等学校教諭1種免許状
		——	栄養教諭2種免許状
	観光文化学科	社会	中学校教諭1種免許状
		地理歴史	高等学校教諭1種免許状
		公民	高等学校教諭1種免許状

第30条の3 学芸員、司書、司書教諭、社会教育主事、保育士及び栄養士の資格を取得しようとする者は、第30条に規定する卒業要件のほか、それぞれ別表Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、ⅩⅠのとおり資格取得のために必要な所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第4節 休学・転学・留学及び退学

第31条 疾病その他やむを得ない理由により、2ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署で休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第13条に定める在学年限に算入しない。

4 休学期間中は、在籍料として授業料の半額を納付しなければならない。

第33条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

第34条 他の大学へ入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 転学部・転学科については、別に定める。

第35条 外国の大学で学修することを志願する者は、保証人連署で留学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 留学期間は、原則として1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て1年を限度として留学期間を延長することができる。

3 前項の許可を得て留学した期間は、第38条に定める在学期間を含めることができる。

4 留学した大学において修得した単位の認定は、30単位を超えることはできない。

5 留学期間中の本学における学費は第32条第4項の規定を準用する。

第36条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 第37条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 第13条に定める在学年限を超えた者
 - (3) 第32条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
 - (4) 第35条第2項に定める留学期間を超えてなお修学できない者
- 2 前項により除籍となった者は、原則として再入学を許可しない。

第5節 卒業及び学士の学位授与

第38条 本学に4年（第19条第1項により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、第30条に定める単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

第38条の2 卒業を認定された者が、卒業の延期を希望する場合は、学長の許可を得なければならない。

2 卒業延期に関し、必要な事項については別に定める。

第39条 卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位を授与するに当たっては、次の区分に従って専攻分野を付記する。

文学部	国際英語学科	文学
	史学科	文学
	心理学科	心理学
	日本文化学科	文学
教育学部	幼児教育学科	教育学
	児童教育学科	教育学
生活創造学部	生活文化学科	社会学
	観光文化学科	社会学

第6節 賞 罰

第40条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

第41条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みのないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 前項により退学となった者は、原則として再入学を許可しない。

第7節 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

第42条 本学において、特定の授業科目を聴講しようとする者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生又は科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生又は科目等履修生の資格は、第15条に定める者とする。
- 3 聴講又は履修期間は、1年以内とする。
- 4 聴講生の聴講料は、別表XⅢ第1表のとおりとし、科目等履修生の履修料等は、別表XⅣ第1表のとおりとする。なお、第2項の定めにより入学をした者のうち、次の各号の一つに該当する者については、各別表の第2表を適用する。
- (1) 本学学生の2親等以内の親族に当たる者
 - (2) 本学を卒業した者
- 5 その他聴講生及び科目等履修生に関し、必要な事項については別に定める。

第42条の2 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生に関し、必要な事項については別に定める。

第43条 学長は、第15条第3号に定める入学資格を有する外国人で入学を志願する者については、選考のうえ許可することができる。

- 2 前項の外国人留学生に対しては、第23条及び第30条を適用する。

第 8 節 学 費

- 第44条 学費は、入学金、授業料、施設費、設備資金及び実験実習費等とし、別表ⅩⅡのとおりとする。
2 学費の徴収方法及び期日等については、別に定める。
3 学費の減免については別に定める。
- 第45条 納付した学費等は返付しない。
- 第46条 在学中の学費について変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

第 9 節 公開講座等

- 第47条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。
- 第47条の2 教育職員免許法に基づく教員免許状更新講習を開設することができる。

第 10 節 心理相談センター

- 第48条 地域住民及び学校教育関係者等に対し、心のケア等相談業務を行うために心理相談センターを置く。
2 心理相談センターに関し、必要な事項については、別に定める。

第 11 節 改 廃

- 第49条 この学則の改廃は、学長が教授会の意見を聴き、理事会の承認を得て行う。

第 12 節 雑 則

- 第50条 この学則に定めがあるもののほか、必要な事項は学長が定める。

附 則

この学則は、平成28年 4月 1日から施行する。

別表Ⅰ～ⅩⅣ 省略

別表ⅩⅤ 人材養成の目的

学部名	学科名	人材養成の目的
文学部	国際英語学科	教養に裏打ちされた英語力を修得し、世界の人々とコミュニケーションを図ることのできる人材の養成を目的とする。
	史学科	日本と世界の歴史と文化に対する理解を深め、それを現代社会の諸問題に応用できる人材の養成を目的とする。
	心理学科	認知、社会、発達、臨床の多領域にわたる専門的知識を修得し、人々の心を探究し、自己をとりまく環境をより豊かにしていく役割を担える人材の養成を目的とする。
	日本文化学科	「和」の心を基盤に、理論と実技の両面から日本文化を理解し、世界に向けて日本文化を発信できる人材の養成を目的とする。
教育学部	幼児教育学科	社会人としての基礎的教養を土台として、幼児教育と保育に関する専門的な知識・技術を修得し、この能力を活かして、広く社会に貢献する人材の養成を目的とする。
	児童教育学科	教育に関する専門的知識・技能・態度を修得し、さまざまな教育問題に適応できるコミュニケーション能力と実践能力のある人材の養成を目的とする。
生活創造学部	生活文化学科	栄養・健康・ライフデザインに関する専門的知識を修得し、社会、学校、家庭の場において、食への指導力・実践力を有する人材の養成を目的とする。
	観光文化学科	観光についての幅広い知識、洞察力、企画力、さらには日本と海外の歴史・文化に関する知識および外国語コミュニケーション力を修得し、ホスピタリティ産業で活躍できる人材の養成を目的とする。

II 川村学園女子大学履修規程

(目的)

第1条 この規程は、川村学園女子大学学則（以下、「学則」という。）第23条第2項に基づき、本学の履修に関し、必要な事項を定める。

(履修登録)

第2条 学生は、その年度に履修しようとするすべての授業科目を4月の所定期日までに履修登録しなければならない。ただし、後学期の始めに履修登録の変更を認めることがある。

- 2 履修登録していない授業科目は、受講して試験を受けても成績評価は行わない。
- 3 所定の履修登録期日以降は、原則として履修登録を認めない。ただし、登録遅延の理由について、学部長がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、履修登録を認めることがある。
- 4 前項の場合でも、前学期及び後学期の全授業期間の3分の1を経過したときは認めない。なお、通年科目の期限は、前学期の全授業期間の3分の1までとする。
- 5 前学期科目及び後学期科目は、全授業期間の3分の1までの期間に履修登録科目の取消申請をすることができる。通年科目の取消申請期限は、前学期の全授業期間の3分の1までとする。なお、履修取消科目の代りに新たな科目を履修することはできない。

(履修登録単位数の上限)

第3条 1～3年次生が1年間に履修登録ができる単位数は、48単位以下とする。ただし、第18条に基づき算出された前年度のGPAが3.2以上である者は、48単位を超えて履修登録をすることができる。

- 2 4年次生は、48単位を履修登録し、なお卒業に必要な単位数に達しない場合、48単位を超えて履修登録をすることができる。

(グループ指定科目の履修)

第4条 グループ指定のある授業科目は、指定されたグループ以外の科目を履修することは、原則として認めない。

(他学科科目の履修)

第5条 同一入学年度の各学科専門教育科目のうち、他学科生への開放の表示がある科目の単位を修得した場合、卒業に必要な選択科目の単位とする。

(他学年次科目の履修)

第6条 上級年次に配当されている授業科目は、履修することができない。

- 2 下級年次の教育課程における授業科目は、履修することは可能だが卒業に必要な単位とは認めない。

(単位互換協定に基づく他大学の授業科目の履修)

第7条 千葉県私立大学・短期大学単位互換協定に基づき、本学以外の各大学において開講する授業科目を履修することができる。

- 2 前項による履修は、各大学が定める履修条件に従うものとする。

(同一科目の履修)

第8条 一度単位を修得した授業科目は、再度履修し単位を修得することはできない。ただし、授業担当教員の承認を得て聴講手続きをした場合、受講を認める。

(授業科目の履修制限)

第9条 指定した授業科目に限り、教育上の効果を考慮して履修者を制限する場合がある。この場合、履修登録以前の所定の日時に予備登録等をしなければならない。

(履修者5名以下の閉講)

第10条 本学の非常勤講師が担当する授業科目で、履修者が5名以下であった場合、当該年度の授業を閉講することができる。閉講となる授業があった場合、5月上旬に掲示で発表する。

- 2 前項により履修していた科目が閉講となった場合、別の授業科目の追加登録を認める。

(履修費・実習費の徴収)

第11条 指定した授業科目や資格の履修により、履修費・実習費を徴収する場合がある。徴収を行う履修費・実習費は、毎年度4月に発表する。

(卒業論文・研究の提出資格)

第12条 卒業に必要な単位数のうち、3年次終了時点で修得単位数が86単位に満たない者は、4年次4月に卒業論文・研究の登録を認めない。

- 2 前項の単位を満たしていない者について学長は、4年次4月に卒業論文・研究の登録を前学期終了まで保留とすることができる。4年次前学期終了まで卒業論文・研究の登録が保留となった場合、4年次前学期の単位修得状況

等により、4年次後学期から卒業論文・研究の登録を認めることがある。

- 3 前項の登録に関する判定は、学科長会において審議し、学長が決定する。

(卒業論文・研究)

第13条 卒業論文・研究の提出資格がある者は、卒業論文・研究の登録及び題目を修学支援室に提出しなければならない。

- 2 卒業論文・研究の登録をしている者は、12月の所定期日に卒業論文・研究を提出しなければならない。なお、前期卒業の提出は、7月の所定期日とする。
- 3 卒業論文・研究提出時に必要な書類および口述試験の実施は、各学科において定め、発表する。

(卒業見込証明書の発行)

第14条 卒業に必要な単位数のうち、3年次終了時点で修得単位数が86単位を満たしている者には、4年次に卒業見込証明書を発行する。

- 2 第12条第3項により、4年次後学期から卒業論文・研究の登録が認められた者には、卒業見込証明書を発行する。

(単位の認定)

第15条 履修登録科目の単位認定は、試験又はレポート提出等による。試験に関し必要な事項は、試験規程のとおりとする。

- 2 修得した単位の取り消しは、認めない。
- 3 学則第28条及び第29条の単位認定は、各30単位を限度とし、合計60単位を限度として卒業に必要な選択科目の単位として認定する。
- 4 前項に定める単位数を超えた場合、卒業に必要な単位として認定できない。
- 5 成績表は、前学期科目は9月、後学期・通年科目は2月の所定日に交付する。

(教育上有益と認める単位の認定)

第16条 大学設置基準に基づき文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学で定める種類及びそれぞれの成績における単位認定の方法は別表Ⅰのとおりとする。なお、入学前及び入学後を合わせて10単位を限度に、卒業に必要な選択科目の単位として認定する。

- 2 前項において、英語については一の検定試験のみ認定する。ただし、各検定試験において上位の級を新たに修得した場合、既に認定された下位の級の単位数を控除した単位数を認定する。

(成績の評価)

第17条 授業科目の成績は、AA(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点～0点)、の5段階をもって表示し、AA、A、B、Cを合格とする。

- 2 出席日数不足・学費未納による受験資格なし、試験欠席、レポート未提出、履修辞退・放棄、休学等で成績評価ができない場合は、Nと表示する。
- 3 単位を認定した場合は、Rと表示する。

(GPAの算出)

第18条 前条の成績評価のうち、AA:4、A:3、B:2、C:1、D及びN:0に換算した数値をそれぞれの評価点とし、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た数値の合計を履修登録科目の総単位数で除してGPAを算出する。なお、RはGPAの算出に含めない。

(GPAに基づく指導)

第19条 前条に基づき算出されたGPAが2学期連続で1.5未満の者には、学部長等が保護者同席のうえ、注意と指導を行う。

- 2 前条に基づき算出されたGPAが4学期連続で1.0未満の者には、退学を勧告する。ただし、退学の勧告は、学部長等が学生に学修指導・生活指導等を行い、なお学力不振が続いた場合とする。

(成績に関する質問)

第20条 成績発表日に交付された成績表の記載事項に疑義がある場合、成績発表日から3日以内に速やかに修学支援室へ申し出るものとする。なお、学生から疑義の申し出があった場合、修学支援室から授業担当教員へ確認を行い、結果について学生へ報告を行う。

(資格)

第21条 本学で開設している学芸員、司書資格に必要な所定の科目の履修し、単位を修得した場合、卒業時に資格証明書を交付する。

(副専攻)

第22条 本学に副専攻コースを置く。副専攻コースは別表Ⅱのとおりとする。

- 2 副専攻を希望する場合、2年次4月の所定期日までに副専攻の登録に必要な手続きをとらなければならない。

- 3 副専攻は複数コースの登録を認めない。なお、副専攻コースの登録は変更することができる。
- 4 副専攻コース登録者が、所定の単位を修得した場合、卒業時に修了証を交付する。

(卒業)

- 第23条 学則第38条に基づき、学長が卒業を認定する。
- 2 卒業発表日は、学事日程において発表する。

(前期卒業)

- 第24条 4年終了時に在籍期間を満たし単位未修得により卒業できなかった者について、翌年度の前学期終了時に卒業を認めることがある。
- 2 前学期卒業の対象となる者は、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 卒業に必要な単位を前学期科目の単位修得で満たすことができる者
 - (2) 前年度に卒業論文・研究を履修し不合格となった者で、卒業に必要な単位を卒業論文・研究の単位修得で満たすことができる者
 - (3) 前年度に卒業論文・研究を履修し不合格となった者で、卒業に必要な単位を卒業論文・研究の単位修得と前学期科目の単位修得で満たすことができる者
 - 3 前学期末で卒業しようとする者は、4月の所定期日までに所属学科長へ前学期卒業を希望する旨の申告をしなければならない。

(改廃)

- 第25条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第3条、第12条、第14条、第18条、第19条以外については、平成27年度以前入学者及び学則第19条第1項による平成28年度、平成29年度入学者にも適用する。

別表 I 教育上有益と認める単位の認定

①英語

実用英語技能検定 (日本英語検定協会)	1級=8単位	準1級=6単位	2級=2単位	—
TOEIC (国際ビジネスコミュニケーション協会)	850~=8単位	720~=6単位	650~=4単位	550~=2単位
TOEFL (IBT) (国際教育交換協議会)	88~=8単位	70~=6単位	60~=4単位	50~=2単位
IELTS (日本英語検定協会)	8~9=8単位	6~=6単位	5~=4単位	—
国連英検 (日本国際連合協会)	特A級=8単位	A級=6単位	B級=4単位	—

②フランス語・ドイツ語・スペイン語・中国語・韓国語

実用フランス語技能検定 (フランス語教育振興協会)	1級=8単位	準1級=6単位	2級=4単位	準2級=3単位	3級=2単位
ドイツ語技能検定 (ドイツ語文学振興会)	1級=8単位	準1級=6単位	2級=4単位	—	3級=2単位
スペイン語技能検定 (日本スペイン協会)	1級=8単位	—	2級=4単位	—	3級=2単位
中国語検定試験 (日本中国語検定協会)	1級=8単位	準1級=6単位	2級=4単位	—	3級=2単位
「ハングル」能力検定 (ハングル能力検定協会)	1級=8単位	—	2級=4単位	準2級=3単位	3級=2単位

③日本漢字能力検定

日本漢字能力検定 (日本漢字能力検定協会)	1級=6単位	準1級=4単位	2級=2単位
--------------------------	--------	---------	--------

別表Ⅱ 副専攻コース

開設コース		対象学科
英語コース		観光文化学科
日本語教員養成コース		史・心理・幼児教育・児童教育・生活文化学科
女性・社会コース		国際英語・史・心理・日本文化・幼児教育・児童教育・生活文化・観光文化学科
生命・健康コース		史・心理・日本文化・幼児教育・児童教育・生活文化学科
芸術コース		史・心理・日本文化・幼児教育・児童教育・生活文化学科
地域研究コース	(1) 日本	史・心理・幼児教育・児童教育・生活文化学科
	(2) アジア	史・心理・日本文化・幼児教育・児童教育・生活文化学科
	(3) 欧米	史・心理・日本文化・幼児教育・児童教育・生活文化学科
観光コース		国際英語学科

Ⅲ 川村学園女子大学試験規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第26条に規定する試験に関して定める。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、その他必要に応じて臨時試験を行う。

2 試験方法は、筆記試験、論文試験、実技試験及びレポート提出等による。

(単位の修得)

第3条 履修した授業科目の単位を修得するためには、その授業科目の授業に出席して前条による試験を受験し、その試験に合格しなければならない。

(学生証の携帯)

第4条 試験を受験する者は、学生証を携帯しなければならない。

(遅刻・退場)

第5条 試験開始後20分を超えて遅刻した者は、試験場へ入場することができない。

2 試験開始後30分以内は、退場することができない。

(試験時間)

第6条 定期試験、追試験及び再試験の試験時間は、原則として60分とする。

(受験資格)

第7条 次の条件を備える者は、第2条による試験を受験できる。

- (1) 当該授業科目を履修登録してあること
- (2) 通年科目の前学期試験の場合を除き、出席すべき授業時数の3分の2以上出席していること
- (3) 授業料その他の学費を納入してあること

(不正行為)

第8条 試験場において試験監督の指示に従わないとき、又は不正行為があったときは退場を命ずる。

2 不正行為を行った者は、次のとおり取り扱う。

- (1) 不正行為のあった時限以降は、当該学期のすべての試験の受験を認めない。
- (2) 当該学期の全試験及び試験に該当する提出物のすべての評価を無評価とする。

(定期試験)

第9条 定期試験は、毎学期末に試験期間を設けて行う。

2 前学期で授業が終了する授業科目の定期試験は、前学期末に試験期間を設けて行う。

3 前各号の規定にかかわらず、定期試験の時期を変更して行うことがある。

(定期試験時間表)

第10条 定期試験は、別に「定期試験時間表」を編成し、試験開始前に掲示する。

(臨時試験)

第11条 次の場合は、臨時に試験を行うことがある。

- (1) 学長が必要と認めた場合
- (2) 担当教員が必要と認めた場合

2 実習と学期末試験の重複又はJR常磐線・JR成田線及びJR山手線運行停止（人身事故・電車の故障等）により試験を欠席した場合は、次のとおり取り扱う。

- (1) 追試験ではなく、臨時試験とする。ただし、実習前に担当教員へ連絡をせず、実習終了後に申し出をしてきた場合には、追試験の対象となることがある。
- (2) 臨時試験の方法は、試験又はレポート等で実施する。
- (3) 臨時試験の受験料は、徴収しない。
- (4) 臨時試験の成績は、5段階評価とする。
- (5) 我孫子キャンパスはJR常磐線「北千住－土浦」、JR成田線「我孫子－成田」の区間を判断の対象とし、目白キャンパスはJR山手線を判断の対象とする。

(追試験)

第12条 正当と認められる事由により定期試験を受験できなかった者に対して、追試験を行うことがある。

(追試験の時期)

第13条 追試験を行う場合は、通年科目については学年末に、前学期で終了する授業科目については後学期始めに、後

学期に開始する授業科目については学年末に、それぞれ 1回に限り行う。

(追試験の受験資格)

第14条 次の各号の一に該当する者は、追試験を受験することができる。

- (1) 公欠の許可を得ている者
- (2) 病気、怪我等による診断書の添付ある者
- (3) 忌引のため欠席した者でその事由を証する書面の添付ある者
- (4) 火災、風水害その他の災害等で、登校不能の事由が発生しその証明書の添付ある者
- (5) 交通機関の遅延による欠席又は遅刻者で、遅延証明書の添付ある者又は修学支援室でその確認を得た者

(追試験の受験手続及び受験料)

第15条 前条の各号により受験できる者で、追試験の受験を希望する者は、当該定期試験期間終了後 4日以内に追試験願を修学支援室に提出しなければならない。

- 2 追試験の受験が認められた者は、追試験の受験を申込みことができる。
- 3 追試験の受験の申込みをする者は、受験料を納付し、追試験受験申込書を修学支援室に提出しなければならない。
- 4 追試験の受験料は、別に定める。

(追試験の評価)

第16条 追試験の成績評価は、原則としてA以下とする。

(再試験)

第17条 定期試験の結果、不合格となった授業科目について再試験を行うことがある。

- 2 再試験は、原則として卒業年次生のみを対象とする。
- 3 卒業論文・研究、特殊研究、卒業研究演習について、再試験は行わない。
- 4 追試験の結果、不合格となった授業科目について再試験は行わない。

(再試験の時期)

第18条 再試験を行う場合は、通年科目については学年末に、前学期で終了する授業科目については後学期始めに、後学期開始する授業科目については学年末に、それぞれ 1回に限り行う。

(再試験の受験手続及び受験料)

第19条 再試験の受験の申込みをする者は、受験料を納付し、再試験受験申込書を修学支援室に提出しなければならない。

- 2 再試験の受験料は、別に定める。

(再試験の評価)

第20条 再試験の成績評価は、C以下とする。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、試験に関する必要な事項は、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

IV 川村学園女子大学学生規則（抜粋）

第1章 総 則

- 第1条 学生は、建学の精神に則り、勉学を旨とし、心身ともに充実した学生生活を営まなければならない。
- 第2条 学生は、本学学生としての自覚と責任をもって、伝統ある学風の高揚に努めなければならない。
- 第3条 学生は、本学学生としての誇りをもって、常に品位と良識ある言動を保たなければならない。
- 第4条 学生は、学内外の秩序を守らなければならない。

第2章 服 装

- 第5条 服装は、清楚を旨とし、華美にわたってはならない。
- 第6条 儀式、祭典等に際しては、学生にふさわしい装いとして、黒又は紺系色のスーツを着用しなければならない。
- 第7条 通学に際しては、所定の校章を襟又は胸に着用しなければならない。

第3章 身上報告及び願届出

- 第8条 学生は、入学後すみやかに所定の書類を記載のうえ、学生生活支援室に提出しなければならない。
- 第9条 前条により提出した書類の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに学生生活支援室に届出なければならない。
- 第10条 学生が病気・不慮の事故等やむを得ない事由により、1週間以上欠席するときは、医師の診断書等を添えて欠席届を修学支援室に提出しなければならない。
- 2 前項の届出は、事前又は出校後7日以内にするものとする。
- 第11条 忌引による欠席の場合は、忌引の事由を証する書類を添えて忌引届を修学支援室に提出しなければならない。
- 2 前項の届出は、事前又は死亡日後10日以内にするものとする。
- 3 忌引日数は、次のとおりとする。
- | | |
|-----------|----|
| 父母 | 7日 |
| 兄弟姉妹 | 5日 |
| 祖父母 | 3日 |
| 三親等に該当する者 | 1日 |
- 4 忌引日数は、死亡日から起算した連続日数とし、休業日と重複してもその日数を加算しない。
- 第12条 教育実習・就職試験・クラブ活動の公式試合参加等学長が認めた理由でやむを得ず欠席する者は、事由を証する書類を添えて公欠届を修学支援室に提出しなければならない。
- 2 前項の届出は、原則として事前にするものとする。
- 第13条 住所の変更及び姓名の変更が生じた場合は、学生生活支援室に変更届を提出し、所定の手続きを行わなければならない。
- 2 前項の届出は、変更後7日以内にするものとし、姓名の変更の場合は、戸籍抄本1通を添付しなければならない。
- 第14条 保証人の変更及び保証人の姓名・住所変更が生じた場合は、変更届を学生生活支援室に提出しなければならない。
- 2 前項の届出は、変更後7日以内にするものとし、保証人の変更の場合は、誓約保証書（本学所定用紙）1通を添付しなければならない。
- 第15条 傷病その他の理由により休学をしようとする者は、保証人連署で修学支援室に休学願を提出しなければならない。傷病による休学の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 第16条 休学中の者が復学しようとするときは、保証人連署で修学支援室に復学願を提出しなければならない。傷病による休学の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 第17条 学則第36条により退学しようとする者は、保証人連署で修学支援室に退学願を提出しなければならない。
- 2 退学するときは、学生証及び貸与品等を返還しなければならない。

第4章 学 費

- 第18条 学費は、入学金及び設備資金を除き年2期に分けて納入することができる。第1期は4月、第2期は9月のそれぞれ大学の指定期日までに指定方法により納入するものとする。なお、納付した学費は返付しない。
- 第19条 経済的な事情などにより、学費の延納を希望する場合は、学費延納願を事務部に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 第20条 学費未納者は、試験を受けることができない。また、学生割引証及び各種証明書の交付を受けることができない。
- 第21条 追・再試験受験料、各種証明書の手数料等は、それぞれ所定の用紙により別に定める手続を経て納入しなければならない。

第5章 保健衛生

第22条 学生は、常に保健衛生に注意しなければならない。

第23条 学生は、毎年1回学校保健安全法の定めるところにより、健康診断を受けなければならない。

第24条 健康診断の結果、長期治療を要すると認められる者に、学長は休学を命ずることがある。

第6章 美化・清掃

第25条 学生は、常に構内の整備、整頓に配慮し、美化清掃に努めなければならない。

第26条 学生は、校舎、校具、樹木等施設設備を愛護し、損傷しないようにしなければならない。もし損傷した場合は、学生生活支援室に届け出て指示を受けなければならない。

第7章 災害防止

第27条 学生は、常に災害防止に努めなければならない。

第28条 学生は、災害発生時の緊急避難については緊急放送を行うのでその指示に従い、冷静かつ敏速に行動しなければならない。

第8章 公示・通達

第29条 大学が、学生に公示・通達する場合は、原則として掲示による。

2 学生は、常に掲示に注意しなければならない。

第40条 この規則の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則
省略

V 留学に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、本学学則（以下「学則」という）第35条に基づき、留学に関し、必要な事項を定める。

(条件)

- 第2条 留学とは、学生の申請に基づき、学長が認定した外国の大学に6か月以上在籍し、その大学で学修することをいう。
- 2 留学を希望する者は、本学に1年以上在学し30単位以上を修得した者（見込みを含む）とする。但し、編入学生で留学を希望する者は、留学開始までに本学に1年以上在学し30単位以上を修得した者（見込みを含む）とする。
 - 3 留学の対象となる外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関であり、かつ正規の課程（日本の大学における学部に対応する課程）とする。
 - 4 留学先の決定しない者及び不明な者の留学は、許可しない。
 - 5 海外の大学との協定に基づく交換留学を希望する者は、国際交流委員会が別に定める学力を有するものとし、かつ国際交流委員会が別に定める選考を経て、教授会の意見を徴した上で学長が可否を決定する。

(留学手続)

- 第3条 留学を希望する者は、留学先大学の適否及び履修科目の選択等について、所属学科の指導を受けた上で、次の書類を所定の期日までに修学支援室に提出しなければならない。
- 1 留学許可願
 - 2 留学先大学の要覧・便覧等
 - 3 所属学科の推薦状
 - 4 留学計画書
 - 5 履修予定科目一覧
 - 6 留学先大学の入学許可証

(留学延長)

- 第4条 留学期間は、原則として1年間とする。ただし、特別の理由がある場合には、学長の許可を得て1年を限度として留学期間を延長することができる。
- 2 留学期間の延長を希望する者は、延長の適否及び履修科目の選択等について、所属学科の指導を受けた上で、次の書類を所定の期日までに修学支援室に提出しなければならない。
 - 1 留学期間延長許可願
 - 2 所属学科の留学期間延長承諾書
 - 3 留学計画書
 - 4 履修予定科目一覧
 - 5 留学先大学の在学延長許可証

(在学期間)

第5条 留学期間は、学則第38条の在学期間に算入することができる。

(復学)

第6条 留学した者が復学する場合は、復学願を所定の期日までに修学支援室に提出しなければならない。

(単位認定)

- 第7条 留学した大学において修得した単位については、留学した者の申請により、学則第28条に基づき、30単位を限度として本学において修得したものとして認定することができる。
- 2 留学先大学で修得した単位の認定を希望する者は、所定の期日までに次の書類を修学支援室に提出しなければならない。
 - 1 単位認定願
 - 2 留学先大学の要覧・便覧等
 - 3 履修科目授業内容説明書または講義要綱
 - 4 当該授業科目の時間数ならびに単位数を証明する文書又は成績証明書ならびに評価基準を示す文書
 - 3 認定科目の名称については、原則として本学開設授業科目名に対応した科目名とする。
 - 4 単位認定の年度は、帰国年度とする。

(単位修得)

第8条 留学開始年度の前期履修科目のうち半期完結の授業科目、並びに帰国した年度の後期履修科目のうち半期完結の授業科目は、それぞれの年度において修得したものとする。

(継続履修)

- 第9条 留学開始年度の前期履修科目のうち、開講期間が通年の科目については、帰国した年度の後期に同一授業科目を継続履修することで単位を認定することができる。
- 2 前項の継続履修による単位認定を受ける場合は、次の条件をいずれも満たさなければならない。
 - 1 留学前に継続履修願を修学支援室に提出すること。
 - 2 留学開始年度の、該当科目担当教員の許可を得ておくこと。
 - 3 帰国した年度の、該当科目担当教員の許可を得ること。
 - 4 留学開始年度の、該当科目の前期成績評価及び出席状況が良好であること。

(履修登録)

- 第10条 帰国した年度の後期に履修する授業科目の履修登録届は、所定の期日までに修学支援室に提出しなければならない。
- 2 継続履修すべき科目が、他の必修科目と重複する等の理由で時間割上履修できない場合は、当該科目の後期履修登録は認められない。
 - 3 継続履修すべき科目が休講の場合、翌年の後期に履修登録することができる。ただし、継続履修の条件は前条第2項によるものとする。

(学費)

- 第11条 留学期間中は、在籍料として授業料の半額を納付しなければならない。
- 2 卒業延期制度を利用して留学する場合の学費は、卒業延期制度に関する細則のとおりとする。

(事務)

- 第12条 留学に関する事務は修学支援室が担当する。

(改廃)

- 第13条 この細則の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

(その他)

- 第14条 この細則に定めるもののほか、留学に関する必要な事項は、学長が決定する。

附 則

この細則は、平成28年 4月 1日から施行する。

VI 転学部・転学科に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、本学学則（以下「学則」という）第34条第2項に基づき、転学部・転学科に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則による転学部・転学科とは、学生の願い出に基づき、入学した学部・学科（以下「所属学部・学科」という）以外の学部・学科へ、次年度の始めに学籍上の身分変更を行うことをいう。

(資格)

第3条 転学部・転学科を志願できる者は、原則として所属学部・学科において卒業要件としての単位を、30単位以上修得（見込含む）した1年次生と60単位以上修得（見込含む）した2年次生以上のうち本学が適当と認めた者とする。

2 学則第19条により入学を許可された者の転学部・転学科は、原則として認めない。

(志願)

第4条 転学部・転学科を志願する者は、転学部・転学科志願書に学則別表XⅡの転学部・転学科検定料及び必要書類を添えて、学長に願出するものとする。

(選考)

第5条 前条の転学部・転学科を志願した者については、別に定めるところにより選考を行う。

(手続及び許可)

第6条 前条の選考に基づき、転学部・転学科の許可を受けようとする者は、所定の期日までに、必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は前項の手続を完了した者に転学部・転学科を許可する。

3 転学部・転学科を許可された1年次生で、修得した卒業要件単位数の合計が30単位に満たない者については、転学部・転学科許可の取り消しを行う。

転学部・転学科を許可された2年次生以上で、修得した卒業要件単位数の合計が60単位に満たない者については、転学部・転学科許可の取り消しを行う。ただし、30単位以上修得している場合は、欠員がある場合に限り2年次への転学部・転学科を許可することがある。

4 一旦転学部・転学科を許可された者は、再度転学部・転学科の志願をすることはできない。

(修業年限・在学年限)

第7条 転学部・転学科を許可された学生の、在学すべき年数については、学長が決定する。

(単位の認定)

第8条 転学部・転学科を許可された学生の所属学部・学科において履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、学長が決定する。

(学費等)

第9条 転学部・転学科を許可された学生の、納付すべき学費等の額は、学則別表XⅡのとおりとする。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

(その他)

第11条 この細則に定めるもののほか、転学部・転学科に関する必要な事項は、学長が決定する。

附 則

この細則は、平成27年 4月 1日から施行する。